

北海道立農業大学校授業料の減免に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、北海道立農業大学校条例及び北海道立農業大学校管理規則（以下「規則」という。）に規定する授業料の減免、納付期限の変更及び分割納付の取扱いについて必要な事項を定める。

(納付期限の変更及び分割納付)

第2 農業大学校長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については、納付期限を変更し、又は分割して徴収することができるものとする。

(減額)

第3 学生が次の表の左欄に掲げる事由に該当した場合は、同表の当該中欄に定める減額期間について、同表の当該右欄に定める額の授業料を減額することができる。

事 由	減 額 期 間	減 額
1 年度の途中において退学した場合	退学する日の属する期の次の期	年額の2分の1に相当する額に減額期間の期数を乗じて得た額の全額
2 欠席した場合	届出により一日も出席していない期	

なお、本表における期間は、規則第12条の2第1項に定める納付に係る期間をいう。

(免除)

第4 学生が次の表の左欄に掲げる事由に該当した場合は、中欄に定める免除期間について、右欄に定める額の授業料を免除することができる。

事 由	免 除 期 間	免 除 額
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者である場合	申請の日の属する期から事由の消滅の日の属する期の直前の期(事由の消滅の日がその属する期の納付期限後である場合には、その属する期)まで	年額の2分の1に相当する額に免除期間の期数を乗じて得た額の全額
2 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合	申請の日の属する期から事由の消滅の日の属する期の直前の期(事由の消滅の日がその属する期の納付期限後である場合には、その属する期)まで	
3 地方税法の規定により市町村民税(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)を天災その他特別の事情	申請の日の属する期から後期まで	

<p>により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合</p>		
--	--	--

なお、本表における期間及び納付期限は、規則第 12 条の 2 第 1 項に定める納付に係る期間及び納付期限をいう。

(申請)

第 5 授業料の納付期限の変更又は分割納付の措置を受けようとする学生は授業料納付期限変更承認申請書（別記第 1 号様式）又は授業料分割納付申請書（別記第 2 号様式）に、授業料の免除を受けようとする学生は授業料免除承認申請書（別記第 3 号様式）に次の書類を添えて、前期については 4 月 20 日、後期については 10 月 10 日（以下これらの日を「申請期限」という。）までに農業大学校長に申請するものとする。

ただし、農業大学校長は、やむを得ない事由があると認める場合は、申請期限を規則第 12 条の 2 第 1 項に定める納付期限まで延長することができる。

- 1 家族状況調書（別記第 4 号様式）
- 2 その他免除事由を証明する書類

(決定)

第 6 農業大学校長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、農業大学校長は、会計年度を超えて授業料の納付期限の変更、分割徴収又は免除（以下「免除等」という。）をすることができないものとする。

(事由消滅の届出)

第 7 第 6 の規定により授業料の免除等を受けた学生は、授業料の免除等の事由が消滅したときは、速やかに、授業料免除等事由消滅届（別記第 5 号様式）により農業大学校長に届け出なければならない。

(取消し等)

第 8 農業大学校長は、第 4 の規定により授業料の免除等を受けている学生が、次の各号に該当する場合には、その免除をした額又は納付期限の変更若しくは分割納付の措置を取り消すことができる。

- (1) 授業料免除申請書等に虚偽の事項を記載し、又はその他不正な行為によって免除等を受けたとき。
- (2) 第 7 の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 授業料の免除等の事由に該当しなくなったとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合には、農業大学校長は、その理由を示して文書により当該取消しを受けた学生に通知するものとする。

3 第 1 項の規定による取消しを受けた学生からは、その取消しに係る授業料を徴収するものとする。

(記録)

第 9 農業大学校長は、授業料の免除の状況を授業料免除記録簿（別記第 6 号様式）に記録しておかなければならない。

附 則（平成 16 年 3 月 22 日付け農改第 10987 号）
この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 12 月 14 日付け農改第 1539 号）
この要領は、平成 16 年 12 月 14 日から適用する。